

平成 31 年第 1 回定例会 総務委員会（平成 31 年 3 月 7 日）

**【質問項目】**

1. いじめ再調査委員会について（補正予算）
2. 知事・副知事（ならびに議員）のボーナスアップについて
3. 県債の利払い（利率）の見込みについて
4. 効率的な債権回収について

**【質問本文】**

1. いじめ再調査委員会について（補正予算）

■質問（しもづる）

二点お伺いいたします。

まず八ページ、補正予算からお伺いします。

こちらは、いじめ再調査等に要する経費の補正として百八十万円ほどの増額がかかっていますけれども、結局、いじめ再調査に要する経費はトータル幾らで、今、進行中かと思えますけれども、そのスケジュールについて示してください。

□答弁（学事法制課長）

今回計上しております百八十五万八千円の補正額のうち、いじめ再調査に係る部分につきましては百八十一万七千円でございます。トータルでいじめ再調査に係る予算額としましては、六百十五万円ということになります。

今後のスケジュールでございますけれども、さきの一月十七日に開かれました再調査委員会におきまして、三月末を目安に再調査結果を知事に報告ができるよう調査を進めるということで、委員長が御発言されておりますので、そういったスケジュール感で動いていくと考えております。以上でございます。

■質問（しもづる）

わかりました。

やはり必要な調査だと思えますが、三月末での報告が出るということですので、トータル六百十五万円、県民の皆様の税金を投入したことに見合う成果が出ることを期待したいなと思えます。

2. 知事・副知事（ならびに議員）のボーナスアップについて

■質問（しもづる）

もう一点、よろしいですか。

資料は四ページです。鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件に関しまして、その中に知事及び副知事の期末手当支給条例の一部改正が入っておりますけれども、これの改定の理由、根拠について改めて示してください。

**□答弁（人事課長）**

説明の際にも申し上げましたけれども、知事及び副知事の期末手当の支給割合について、これは一般職員の改定の取り扱いを踏まえまして、改定をしようとするものでございます。国の指定職員の期末・勤勉手当の支給割合の改定に準じまして、〇・〇五月分の増ということでございます。

**■質問（しもづる）**

今、国の指定職に準じですとか、一般職の改定を踏まえという表現がありましたが、もう少し正確にお伺いしたいのは、これは、法令並びに条例の規定上、例えば国の指定職の支給月数がふえた、もしくは県の一般職員の支給月数がふえる場合に、それを反映しなければならないものなのか、それとも裁量なのか、そこだけ確認をとらせてください。

**□答弁（人事課長）**

これにつきましては、これまでの改定の取り扱いに準じて、取り扱っていかうというものでございます。

**■質問（しもづる）**

最終的に確認ですけれども、それでは、法令・条例上やらなければならないわけじゃなくて、これまでこのようにやってきた取り扱いを踏まえ、順次取り扱うという考え方でよろしいですか。

**□答弁（人事課長）**

そのようにお考えいただいて結構だと思います。

**■質問（しもづる）**

はい、わかりました。以上です。

### 3. 県債の利払い（利率）の見込みについて

**■質問（しもづる）**

私から二点お伺いしますが、まず一点目は、十七ページの公債管理特別会計のところでお伺いしたいと思います。

歳出の県債利子の件であります。前年度当初予算額に比べて二十五億円ほど減でありまして、また三月補正でもこの利払いのところ、二十億円ぐらいの減の補正が入っているので、恐らく超低金利の影響を加味したのかなと思うんですけれども、これに関してまずお伺いしたいのが、もし手元があればです

けれども、ここ近年の平均利率、利払いに係る平均利率の推移と、また、来年度をどれぐらいのパーセンテージではじいているのか、そのあたりを示していただきたいと思います。

あと続けて、またその質問の意図としては、今年度の予算の場合、利払いの額を百五十六億円立てて、そして二十億円ぐらい少なく済んだ、その分浮いたということでそれはいいことなんですけれども、逆に、来年度百三十二億円で立てている利払いがふえてしまうようなリスク、要因というのはないのかという、その場合、どこからかお金を手当てしなければならなくなりますので、そのあたりも含めて、幾らで、何%で算出して、ふえてしまうリスク、要因はないのかどうか、そのあたりのことを確認をとりたくて質問をする次第です。

## □答弁（財政課長）

まず、平成二十九年度末残高までの加重平均利率としましては、〇・七六%で計算してございます。

また、新たに発行する利率につきましては、予算を組む際の収支不足対策としても申し上げましたけれども、想定利率を二・五%ではなくて一・五%にさせていただいたというものでございまして、そういった利率の計算をしております。

それで、利子については大体百三十二億二千三百万円とございますが、このうちの公債管理特別会計の利子の歳出の部分については、歳入の一番上の利子及び配当金の収益分を基金に積み立てるという歳出もこの中に含まれておりまして、それを除きますと、百二十四億四千七百十六万四千円の利子の償還となります。それが昨年度と比べたら大きく減となっておりますけれども、その減につきましては、七億六千九百万円程度は二・五%から一・五%に落としたことに伴っての減となっております。

今後の利払いがどのような動向になるかといいますと、これがやっぱり国内債券市場の利率がどのように動くか、ここが大きな要素になるかとは思っております。

また、元金につきましては、これまで累次の社会資本整備についてメリハリをつけて、元金自体は抑制傾向にするというような行政運営戦略の中でやってきておりますので、その中で元金が今のところ大きくふえるということではなくて、まずはこの元金のレベルで推移していくことになろうかと思いますが、今後どのような事業で、何か整備する事業とかがあって、どのような起債を起こすかによってまた変わってきますので、そういったことも踏まえての推移というのはまだわからないということでございます。

## ■質問（しもづる）

今、最後にお答えいただいたように、どのような起債を起こすか、元金によって当然、利払いというのは変わってきますので、その影響というのはいらうかと思いますが、そこを除いた話をしたいと思っているんですね。今、平成二十九年度末の加重平均が〇・七六%、そしてまた、新規に発行する想定利率を二・五から一・五に落として算出しているという御説明でした。

そこで最後に一点、確認をとっておきたいのが、近年新規で発行しているものが、金利の推移として、今回、新規の発行として想定する一・五%と比べてどうなのか、結局、想定以上に利子が膨らむかどうかというのは、新たに想定している一・五%以上の発行になるかどうかということにかかってこようかと思っておりますので、そのところの確認をとりたいと思っております。

#### □答弁（財政課長）

近年の発行利率でございますけれども、二十七年発行のときは〇・四七%、二十八年のときは〇・一三%、二十九年のときは〇・二一%ということで、一・五%と比べると大分下回っている状況で、これまでの経験則上、年度間の中で一番大きく動くとしても一・二%程度ということで考えておりました、それを踏まえましても大丈夫な水準という判断をしております。

#### ■質問（しもづる）

わかりました。既存の発行分の加重平均であったり、近年の新規発行分の利率の推移を見ても、この一・五に想定を落としてもそこは超えないであろうということを確認できたので、そこは了としたいなと思います。

### 4. 効率的な債権回収について

#### ■質問（しもづる）

続いて、二十ページの賦課徴収費のうちの滞納整理対策事業についてお伺いをしたいと思います。

たしか今年度の決算特別委員会の委員会要望事項で、効率的な債権回収といったところをつけてあったかと思いますが、滞納整理において、今後この委員会の要望事項を踏まえてどのような工夫をされていくおつもりなのか、そのところを示してください。

#### □答弁（税務課長）

来年度の滞納整理についてのお問い合わせでございます。

滞納整理につきましては、納税環境の整備に伴います利便性の向上、納税環境の整備につきまして、今までやっておりますコンビニ納付ですとかクレジット納付、口座振替もですが、三十一年度から新たに、スマホアプリで納入できる P a y B（ペイビー）方式も取り入れて、自動車税、個人事業税、不動産取得税、この三つの税については、P a y Bでも納付できるように環境整備を整えることとしていところでございます。

あと滞納額につきましては、九割を占めますのが個人県民税と自動車税でございます。個人県民税が大体七七%、自動車税が大体一〇%ということで、合わせて九割程度がその二税ということでございます。

個人県民税につきましては、引き続き市町村と連携しながら、特別徴収の指定ですとか、あと特別滞納整理班、今、鹿児島市に配置しておりますけれども、そういった形で地方税法四十八条引き継ぎにより、県が直接引き継いだ形での徴収も引き続き取り組んでいくという形で考えているところでございます。

あと自動車税の滞納縮減につきましては、納期内の納付について広報活動をしたり、早期の滞納を縮減するために、納税お知らせセンターという形で、委託業務ではございますけれども、早期の段階で滞納を解消するために、そういったお知らせセンターを使った滞納縮減、それでまた滞納が続くようでしたら、期間を決めた給与差し押さえ強調期間を設けまして、一斉に滞納整理に入るといった形で滞納縮

減に努めてまいりたいと考えております。

#### ■質問（しもづる）

ありがとうございます。

今、納税方法の整備だったり、早期のお知らせといった対策をお示しいただきましたけれども、特に早期お知らせに関しては、無資力に陥る前にお支払いいただくということも重要です。また、今、税目別の滞納状況もお示しいただきましたけれども、どうしても件数が多くなるということで、徴収相手の件数が多くなることでなかなか、場合によっては徴収コストがかさんでしまうパターンもあろうかと思っておりますので、決算特別委員会の要望事項も含めて、今後も効率的な債権回収、滞納整理に努めていただきたいと思っております。以上です。